

大阪広域水道企業団監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項の規定により、大阪広域水道企業団企業長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和6年3月25日

大阪広域水道企業団監査委員 小林 依子  
同 石崎 一登

1 指摘に対する措置

監査対象機関	豊能水道センター
監査実施年月日	令和5年7月24日
監査の結果	措置の状況
行政財産使用料の算定にあたり、固定資産管理規程に定める算式により計算されていない事案があった。 大阪広域水道企業団固定資産管理規程に従い、適切な事務処理を徹底されたい。	過年度の算定誤りについては、相手方に状況説明及び謝罪を行い、過徴収分は還付を、不足分は追徴を行った。 今後の対応としては、担当者だけでなく、複数のチェックが働くように改善を行うとともに、大阪広域水道企業団固定資産管理規程に従い、算定根拠の確認を徹底することとする。
監査対象機関	千早赤阪水道センター
監査実施年月日	令和5年8月9日
監査の結果	措置の状況
土地借入契約案件で、関連資料が綴られているファイルを紛失している事案があった。文書管理を徹底されたい。	重要文書については、重要文書保管庫を設置し、文書を一括して管理することとした。 書類の移動や廃棄処分を行う際の仕分けにおいては、複数人による仕分けチェックを行うこと等により、誤った移動や廃棄が生じないよう所属内に周知徹底した。 また、経営管理部総務課長からも、全所属へ文書管理に関する注意喚起を行った。 今後はこのような事案が無いように文書の管理を徹底する。

2 問い合わせ先

〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目3番12号 マルイト谷町ビル3階  
(TEL (06) 6944-6047)

大阪広域水道企業団監査委員事務局